

外務委員会議録第四十四号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 上塚 司君

理事今村 忠助君 理事富田 健治君

理事福田 篤泰君 理事野田 卯一君

理事並木 芳雄君 理事穂積 七郎君

理事太賀吉君 北 勢一君

佐々木盛雄君 岡田 正吉君

須藤彌吉郎君 井谷 兼光君

神近 市子君 細迫 末廣君

河野 密君 西尾 勝男君

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員

法制局參事官 高辻 正己君

(第一部長) 保安政務次官 前田 正男君

外務事務官 下田 武三君

(條約局長) 外務事務官(經 永井三樹三君

務局長心得)

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

四月二十八日

委員高田弥市君辭任につき、その補

欠として藤生太賀吉君が議長の指名

で委員に選任された。

同月三十日

委員上林與市郎君、福田昌子君及び

松平忠久君辭任につき、その補欠と

して井谷正吉君、神近市子君及び戸

叶里子君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員神近市子君辭任につき、その補

欠として福田昌子君が議長の指名で

委員に選任された。

四月二十八日

海外移民対策確立に関する請願(只

野直三郎君紹介)(第四六三〇号)

原爆及び水爆の実験中止並びに被爆

漁民の補償に関する請願(濱田幸雄

君紹介)(第四六五四号)

同(只野直三郎君紹介)(第四六五五

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密

保護法案(内閣提出第一二四号)

外交に関する件

○上塚委員長 これより会議を開きま

す。速記をやめて。

〔速記中止〕

○上塚委員長 速記を始めて。

この際お諮りいたします。日比岡國

間の賠償問題についてこれより秘密懸

談会を開きたいと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上塚委員長 御異議がなければさよ

う決定いたします。それでは議員以外

の方の退場を求めます。

〔午前十一時十七分秘密懸談会に

入る〕

〔午後零時三十三分秘密懸談会を

終る〕

○上塚委員長 これにて秘密懸談会を

終り、午後二時より再開することとい

たしまして、これにて暫時休憩いたし

ます。

午後零時三十四分休憩

午後三時五十八分開議

○上塚委員長 休憩前に引き続き会議を

開きます。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密

保護法案を議題といたします。質疑を

許します。並木芳雄君。

○並木委員 私は、日米相互防衛援助

協定等に伴う秘密保護法案につきまし

て、この前の委員会で、改進黨はおそ

らくこういうふうになるであろうとい

う態度について、政府に予告をして

おいたのをごさいます。そうして、も

しそういうふうな決定を見た場合に

は、かなり急を要する問題であります

から、今から準備をしておいてもら

いたいという要望を申し入れた次第で

あります。その後の方の申し立てまし

て、急いでいろいろの手順を経まし

て、本日の代議士会にこれがかけられ

まして、最終的にこの前申し上げまし

た改進黨の態度というものが承認され

て、ここに覚議となつた次第でありま

す。そのことを本日正式にこの委員会

を通じて政府に御報告する次第であり

ます。

内容は、この前も申し上げました

が、一、本法案は日本の防衛体制整備

に伴う一般的かつ基本的な機密保持に

資し得ること法案に改むべきであ

る、二、改めらるべき法案は、罪刑法

定主義の原則に立つ明確かつ具体的な

規定を内容とすべきである、というの

であります。

そしてその理由といたしましては、

防衛関係の機密保持は日本の防衛全体

について講ぜられなければならない。

しかるに本法案は、日本に貸与される

アメリカの武器についてだけの機密保

持法であつて、自衛隊の機密ないしわ

が国における軍事的研究、発明などの

秘密保持の面は全然放置されてありま

す。これでは片手落ちであり、法益の

万全が期せられません。日本の防衛の

安全は、米国の貸与武器の機密はもち

ろんのこと、日本の自衛隊及び海上警

備隊等の機密の保持を必須の条件とい

たします。ことに日本の防衛体制は、

今や保安隊の自衛隊切りかえにより独

立国としての体制を整備しつつあるの

でありますから、当然これと軌を一に

して日本の防衛全般にわたる自主的

な、かつ基本的な秘密保持法を制定し

て国民の協力を求むべきであります。

これが大体の理由でございます。政府

も私の方の意のあるところはおそろく

おわかりくださるであろうと思いま

す。これは決して大巾なものに拡大す

るとか、あるいは限度を強めるという

ものではないのであります。今度の

法案の内容はあたかもアメリカの兵器

だけに對して、おつとり刀のようにつ

おるものを、日本の自衛隊に向くもの

に衣をかえる、これが骨子でありま

す。ですから自衛隊向きの日本の衣を

持つたものの中へ、たま／＼アメリカ

から来た兵器というものがすつぽりと

入るものは入る、日本の兵器となつて

入る、こういう体制を整えなければ、

いつまでたつても、国民の間にアメリ

カの自衛隊であるという觀念を植えつ

けてしまつて、これを払拭することが

できないことをおそれるものであり

ます。従つて私どもが政府に要望い

たしますことは、このたびはかなり忙

しいことではありますけれども、現在

の法案というものを撤回していただい

て、そうして急ぎ私どもの方で決定し

たこの態度に沿うように立案をして、

至急提出をしていただきたいというこ

とになるのであります。

そしてその場合には、前々会で私か

ら申し上げましたような少くとも三つ

の修正案、これは特に新聞協会から強

く要望があつた点でございますが、あ

の三つの修正案、たとえば「不当な方

法で、」を削除するというようなこ

と、あるいは「業務により」というあ

の業務の範囲を縮めて、しかも明確に

するといふような点においては質的な

改善を必ず織り込んでもらう、こうい

うことを要望したのであります。私

どもはM S Aに賛成でございます。私

は一刻も早くアメリカの兵器が来るこ

とは望ましいのでありますけれども、た

だいま申し上げましたような点を考え

ますと、単に兵器を供与されることを

急ぐだけで、かえつてあふはちとらずのような結果を招きたくないのです。ついでにはこの際私どもの決定を申し入れて、そうして政府に対して善処を望むとともに、この際何らかの御意見があつたら承つておきたいと思ふのです。これはもし私どもの方のこの態度をいれてくださることになれば、当外務委員会というものの手からは、一応離れることになるのではないかと申すのです。もしいれてくださるなければ、私どもとしてはこの法案には反対の態度をとるということを決定いたしましたから、その点をお含みの上、なるべくならばこの際大きな政治問題になるようなことを防いでいただきたい。従つて政府の方から党と党との話合ひに持つて行くようにしていただくか、その場合には例の三派防衛折衝というようなものにこれを持ち込むというような方法によつて、何らかの方法で私どもの念願のかなうようにしてほしいと思ふ次第であります。御意見がありましたらこの際承つておきたいと思ひます。

○前田政府委員 別に意見というものはありませんけれども、過日長官から申し上げました通り、今の御提案の趣旨につきましては、政府といたしまして研究したことはございましたけれども、現在提案しております法案も、わが国の安全を守るための兵器である、こういう観点から現在の法案が妥当であると思ひまして提案しておりますので、御趣旨に沿うようなことにとりかはらうことは、政府としてはいたしかねるのじやないか、こう考へております。しかしながらこれは委員会の運用のことでもございますので、もちろん与党の方とも相談をいたさなければならぬことだと思ひますが、政府といたしましては過日長官から御答弁申し上げました通り、御趣旨に沿うような措置をとることはなほ困難である、こう考へておる次第であります。

○並木委員 政府としては、ただいまのところ、そういう御答弁もまたやむを得ないと思ひます。しかし今も次官が言われたようなお覚の方とも相談をしてみることとございますから、この方は至急ひとつ政府において話合ひを始めていただきたい。そのように特に要望いたします。そのよて、くどいようですが、そういたしますという答弁をこの際得ておきたいと思ひます。

○前田政府委員 これはもちろん現在こちらの委員会にかかつておることとございまして、国会の運営の問題でございしますから、当然政府といたしましても与党とは御相談をしなければならぬことだ、こう考へております。

○上塚委員 他にありませんか。

○河野(密)委員 もし並木君の言うようなあれが通つてこれが撤回されて、もう一ぺん出し直されるというような結果になるかもしれないのですから、これ以上この法案を審議することは、しばらく政府の態度が決定になるまで留保しておいていただきたい。きようはこれで散会していただきたいと思ひます。

○上塚委員 各委員の御意見をいれまして、今日はこれをもつて散会いたします。

午後四時八分散会